参考資料

北部エリア及び南部エリアにおける主な相違点

- 本事業は、市域を北部エリア（堺区、北区、東区、美原区)、南部エリア（西区、中区、南区）の 2 つの区域に分けて事業を実施する。
- エリアごとの管路施設の改築予定延長や抱えている課題等を反映してそれぞれ要求水準書へ記載している。

（エリア特性による相違点）

【統括管理業務】要求水準書 P19～P20

北部エリア	南部エリア
資材置き場について、**記載なし**	泉北水再生センター内の資材置き場(北部及び南部の両事業で使用する)の**維持管理**を行う旨記載。

➢ 上記資材置き場には本市の資材を保管しており、必要に応じて各 SPC に提供する必要がある。置き場の所在地が南部エリアにあることから、維持管理を要求水準とする。

【計画的点検・清掃等業務】要求水準書　北部 P37　南部 P38

北部エリア	南部エリア
緑道街路樹路線における汚水**マンホール**の点検、清掃 合流吐口スクリーンの点検及び清掃ほか	緑道街路樹路線管の木根点検及び清掃 ※　木根侵入が多いため、南部エリアでは、人孔点検ではなく、**管きょ**の点検としている。

➢ 北部エリアは合流吐口スクリーンを有している特徴、南部エリアには、緑道街路樹路線管きょが多く有している特徴があることから上記のとおり設定している。

【実施設計業務及び改築工事】要求水準書 P9

北部エリア	南部エリア
約 **3**km/年の実施設計業務及び改築工事	約 **2**km/年の実施設計業務及び改築工事

➢ 未調査の老朽管きょ延長にエリアで多少偏りがあることから上記のとおり設定している。

（市域全体で実施すべき業務の役割分担）

【ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務】要求水準書 P21

北部エリア	南部エリア
1 回目(R11 年度想定)：**市全域の計画見直し** 2 回目(R16 年度想定)：点検調査計画立案	1 回目(R11 年度想定)：点検調査計画立案 2 回目(R16 年度想定)：**市全域の計画見直し**

➢ 事業期間で 2 回実施を予定しているストックマネジメント計画について、各 SPC が 1 回ずつ計画立案するように設定している。